

# ふるさとファイル

展示コーナーだより  
第58号  
平成26年4月  
生涯学習課文化財係



現物の展示期間（図書館休館日は除く）

資料①②  
平成26年4月2日(火)～5月18日(日)

資料③④  
平成26年5月20日(火)～6月29日(日)

## 江戸時代の山と村

「山」といえば、ハイキングやスキーといった行楽、または植林されたスギや、それが原因となって引き起こされる花粉症などが思い浮かぶかもしれませんが。

しかし、江戸時代の村に住む人々にとって、「山」は生活の糧を得るために絶対的に必要な場でした。薪・炭や肥料の原料となる柴・<sup>したくさ</sup>下草を確保する場として、山村だけでなく平野にある村も山を重視しています。

今回は、<sup>むらおきて</sup>村掟や<sup>さんろん</sup>山論など、江戸時代の「山」と村との関係がうかがえる資料を紹介します。

### 山林資源の盗み取りと「村掟」

西山に代表される広大な「山」がある長岡京市域では、江戸時代、いくつもの村が山林資源の盗み取りを厳しく罰する村掟を定めています。当時は、薪や田畑の肥料とする柴・<sup>したくさ</sup>下草を得るのに、ほかの村の山内に使用权を持つ村もあったほど、「山」の資源を確保することは重要でした。そのため、村掟に背いて山林資源を盗み取った者には、村八分や村からの追放といった制裁が待っていました。



(中略)



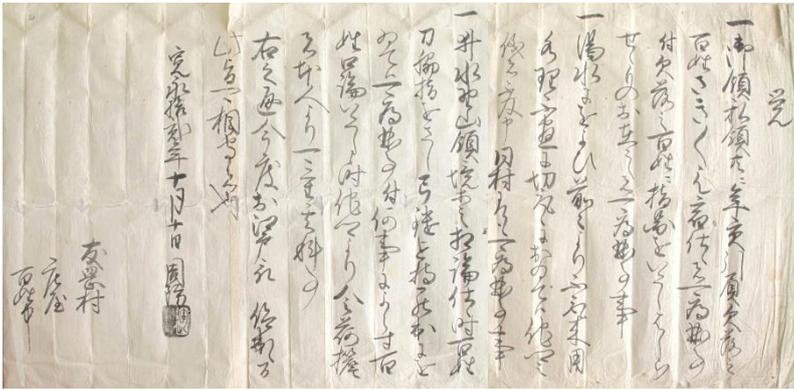
#### 【資料①】「村方定式の事」(部分) 文政13年(1830)

井ノ内村の掟では、山林資源の盗み取りに対して「村方不付合」(いわゆる村八分)や追放、宮座からの排除を定めています。

山村である浄土谷村の掟や、山に近接した井ノ内村の掟はもちろんのこと、めぼしい山を持たない古市村(今の神足の一部)の掟にも、追放刑が見えています。

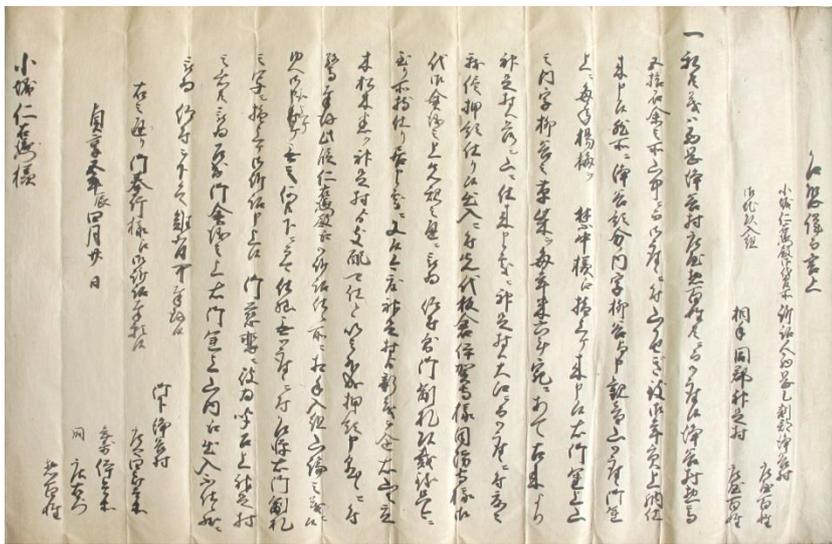
## 山論—山の境界争い・権益争い—

山が複数の村により共同利用されている場合、山の境界や山林資源の権益をめぐって争い（山論）が起きがちでした。山論は、江戸時代の村では非常にポピュラーな「事件」だったのです。江戸時代前期には、村人が山論の場に武装して行くことを幕府が禁じているように、暴力をもって解決しようとする風潮もありました。



【資料②】「覚（郷村掟触書）」（部分） 寛永12年（1635）  
板倉周防守重宗より友岡村宛て。山論のさいに百姓が刀・脇指をさし弓・鏑を持つことを禁じています。

長岡京市域では、<sup>しぎたに</sup>嶋谷山の柴草刈取り権を山の所在地の小塩村（西京区）と今里・井ノ内村等が争った件、飛賀山の丹波街道べりに生えた木柴の刈取りをめぐる今里・井ノ内村と栗生村の争い、浄土谷村字柳谷に入会山（共同利用地）を持つ神足村と浄土谷村の立木の所有権をめぐる争いなどが知られています。

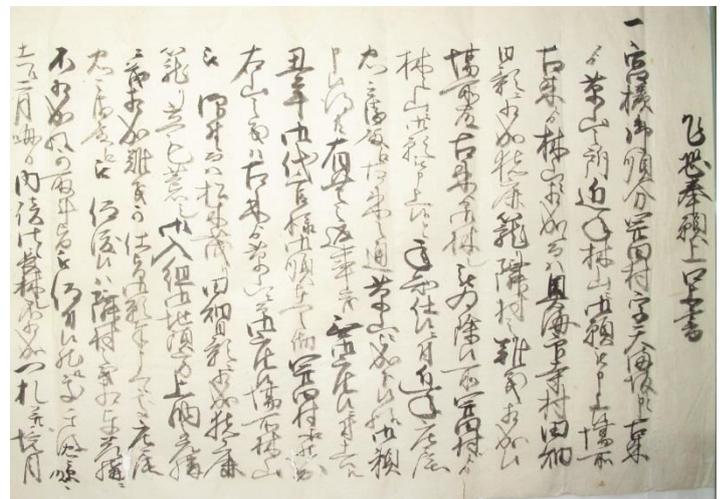


【資料③】「恐れながら謹んで言上（柳谷山論につき）」  
貞享5年（1689）  
神足村との山論について、浄土谷村の言い分が記されています。

## 「草山」と「林山」

幕府は江戸時代前期以降、山からの土砂流出を防ぐ政策を推進しており、そのために植林させるなどしています。長岡京市域では土砂留め奉行を高槻藩が担当していました。山林保全を目的とした「土砂留め」という幕府の政策からすると、「草山」に植林して「林山」とするほうが理想的だと思えます。

しかし、明和7年（1770）、奥海印寺村は開田村が字天満坂の「草山」を「林山」化する計画に反対しています。林山に改変されると、隣接する奥海印寺村の田畑が日陰になり、また松木が茂って猪・鹿が棲みつき作物を荒らす、というのがその理由でした。



【資料④】「恐れながら願ひ上げ奉る口上書（字天満坂草山一件につき）」（部分）明和7年（1770）  
（奥海印寺区有文書）